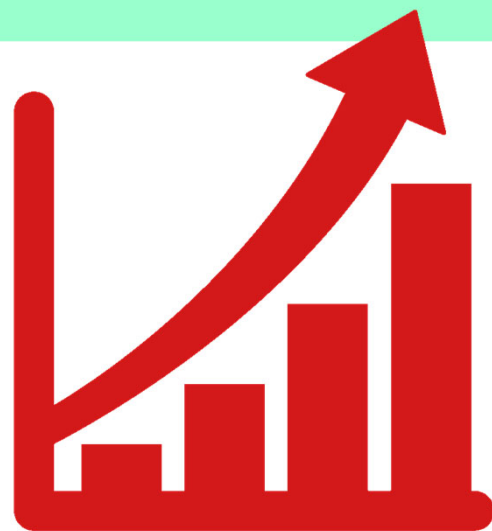


『PCA商魂DX』『PCA商管DX』は “軽減税率対策補助金”

B-2型対象製品です!

制度拡充



『PCA商魂DX』『PCA商管DX』『PCA商魂DX クラウド（買取プラン）』『PCA商管DX クラウド（買取プラン）』は、中小企業庁が指定する消費税軽減税率対策補助金の対象製品となっております（B-2型 パッケージ・サービス登録型）。軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、B型と呼ばれる「受発注システム等の改修支援」に適用できます。

補助期間

- 購入・導入（支払いの完了含む）期間 2016年3月29日から2019年9月30日
- 申請受付期限 2019年12月16日（消印有効）まで

補助内容

- 発注システム（小売事業者）の場合の補助上限額は1,000万円、受注システム（卸売事業者等）の場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1,000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品およびサービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。（PCAは対象範囲外機能を含むため、1/2となります。）

補助適用例

『PCA商魂DX with SQL 10CAL』（税抜 1,500,000円）を購入する場合

$$1,500,000円 \times \frac{3}{4} \times \frac{1}{2} = 562,500円 \text{ が補助対象に!}$$

約3/8が
補助されます!!

※インストール・導入指導等の付帯作業費および保守料は適用対象外となります。

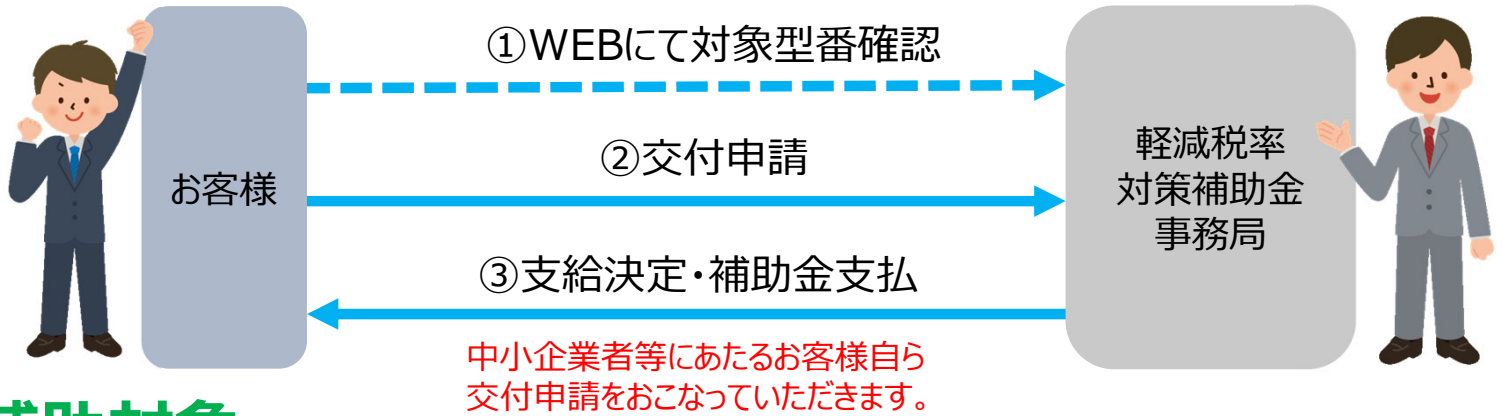
PCAホームページでも内容をご確認いただけます。
<https://pca.jp/keigenhojo/>



攻めるなら、経理から。

PCA

申請手続き



補助対象

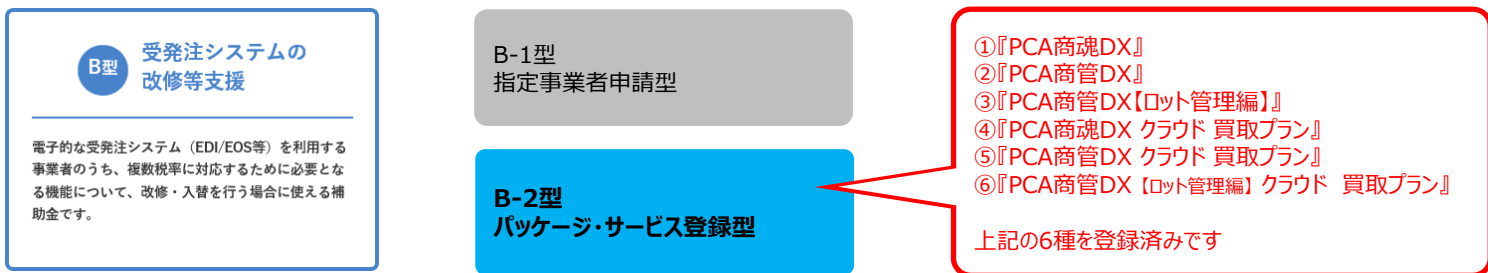
- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者のうち、子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となるパッケージ製品およびサービスの導入を補助対象とします。
(受発注管理とともに、在庫管理や財務会計などが一体となったパッケージ製品およびサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、補助対象とします)
- 現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

補助条件

消費税軽減税率制度（複数税率※）への対応が必要な事業者であること。

※電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステム（EDIおよびこれと連動する発注・購買管理機能または受注管理機能）を導入する場合は補助対象とします。

PCA登録製品・サービスは【B-2】受発注システム・自己導入型



リース契約にて取得される場合は、現金による支払いではなく、指定リース事業者によるリース料率にて調整されます。

補助対象PCA製品

- PCA商魂DXシリーズ
- PCA商魂DX クラウド 買取プラン
- PCA商管DXシリーズ★
- PCA商管DX クラウド 買取プラン★

※クラウドの場合、イニシャル0プラン・プリペイドプラン及びサーバー利用料は対象となりません。 ★【ロット管理編】を含む

制度の内容につきましては、軽減税率対策補助金事務局までお問い合わせください。

<http://kzt-hojo.jp/>

ピー・シー・エー株式会社

〒102-8171 千代田区富士見1-2-21 PCAビル TEL:03-5211-2700

ホームページ pca.jp